

**新潟県条例第1号**

新潟県手数料条例の一部を改正する条例

新潟県手数料条例（平成12年新潟県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
<b>別表（第3条関係）</b>				<b>別表（第3条関係）</b>			
(1)～(5) (略)				(1)～(5) (略)			
(6) 土木部関係				(6) 土木部関係			
対象となる事務	名称	区分	金額	対象となる事務	名称	区分	金額
(略)				(略)			
23	租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第5号イ若しくは第63条第3項第5号イ又は第31条の2第2項第14号ハ若しくは第62条の3第4項第14号ハに	(略)	(略)	23	租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第5号イ若しくは第63条第3項第5号イ又は第31条の2第2項第15号ハ若しくは第62条の3第4項第15号ハに	(略)	(略)

24	規定する 宅地の造 成が優良 な宅地の 供給に寄 与するも のである ことにつ いての認 定の申請 に対する 審査	(略)	(略)
24	租税特別 措置法第 28条の4 第3項第 6号若し くは第63 条第3項 第6号又 は第31条 の2第2 項第16号 三若しく は第62条 の3第4 項第16号 二に規定 する住宅 の新築が 優良な住 宅の供給	(略)	(略)

24	規定する 宅地の造 成が優良 な宅地の 供給に寄 与するも のである ことにつ いての認 定の申請 に対する 審査	(略)	(略)
24	租税特別 措置法第 28条の4 第3項第 6号若し くは第63 条第3項 第6号又 は第31条 の2第2 項第15号 三若しく は第62条 の3第4 項第15号 二に規定 する住宅 の新築が 優良な住 宅の供給	(略)	(略)

に寄与するものであることについて の認定の申請に対する審査	(略)
(略)	(略)
40	(略)

に寄与するものであることについて の認定の申請に対する審査	(略)				
40 の 2	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="432 1417 512 2016">(略)</td> <td data-bbox="512 1417 1404 2016">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1731 512 2016">建築物エネルギー消費性能向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定</td> <td data-bbox="512 1731 1404 2016"> <p>(1) 標準入力法等による基準（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項、41の項及び43の項において「基準省令」という。）第1条第1項第1号イの基準をいう。43の項において同じ。）に適合するかどうかの判定を行う場合</p> <p>ア 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。</p> <p>1 件につき 336,700円（建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）別紙の表の用途（以下この項から40の4の項までにおいて「建築基準法上の用途」という。）が工場（自動車修理工場を含む）、危険物の貯</p> </td> </tr> </table>	(略)	(略)	建築物エネルギー消費性能向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	<p>(1) 標準入力法等による基準（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項、41の項及び43の項において「基準省令」という。）第1条第1項第1号イの基準をいう。43の項において同じ。）に適合するかどうかの判定を行う場合</p> <p>ア 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。</p> <p>1 件につき 336,700円（建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）別紙の表の用途（以下この項から40の4の項までにおいて「建築基準法上の用途」という。）が工場（自動車修理工場を含む）、危険物の貯</p>
(略)	(略)				
建築物エネルギー消費性能向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	<p>(1) 標準入力法等による基準（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項、41の項及び43の項において「基準省令」という。）第1条第1項第1号イの基準をいう。43の項において同じ。）に適合するかどうかの判定を行う場合</p> <p>ア 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。</p> <p>1 件につき 336,700円（建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）別紙の表の用途（以下この項から40の4の項までにおいて「建築基準法上の用途」という。）が工場（自動車修理工場を含む）、危険物の貯</p>				

<p>イ 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。</p>	<p>蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫庫業を営む倉庫、倉庫業を営まない倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設（以下「工場等」という。）の場合にあつては、47,600円） 1件につき 476,500円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、99,900円）</p>
<p>ウ 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき。</p>	<p>1件につき 584,700円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、143,300円）</p>
<p>エ 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。</p>	<p>1件につき 689,400円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、174,900円）</p>
<p>オ 床面積が25,000平方メートル以上のとき。</p>	<p>1件につき 785,200円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、214,100円）</p>
<p>(2) モデル建物法による</p>	

40	建築物の	計画変	(1) 床面積の増加をしよ	<p>基準（基準省令第1条第1項第1号の基準をいう。43の項において同じ。）に適合するかどうかの判定を行う場合</p> <p>ア 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。</p> <p>イ 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。</p> <p>ウ 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき。</p> <p>エ 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。</p> <p>オ 床面積が25,000平方メートル以上のとき。</p>	<p>1件につき 139,200円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、42,800円）</p> <p>1件につき 219,500円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、94,000円）</p> <p>1件につき 283,700円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、136,800円）</p> <p>1件につき 339,000円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、167,700円）</p> <p>1件につき 396,200円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、205,800円）</p>
----	------	-----	---------------	--	---

<p>の 3</p> <p>エネルギー消費性の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>	<p>更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p>	<p>うとする場合</p> <p>ア 標準入力法等による基準に適合するかどうかの判定を行う場合</p> <p>イ モデル建物法による基準に適合するかどうかの判定を行う場合</p>	<p>増加をしようとする床面積に応じて40の2の項の(1)と同じ方法で算出した額とする。ただし、その床面積が300平方メートル未満のときは、211,800円（建築基準法上の用途が工場等の場合）については、29,700円とする。増加をしようとする床面積に応じて40の2の項の(2)と同じ方法で算出した額とする。ただし、その床面積が300平方メートル未満のときは、86,800円（建築基準法上の用途が工場等の場合）については、26,200円とする。</p> <p>(2) その他の場合</p> <p>ア 標準入力法等による基準に適合するかどうかの判定を行う場合</p> <p>(ア) 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。</p> <p>(イ) 床面積が2,000平方メートル以上</p>
			<p>1件につき 168,400円（建築基準法上の用途が工場等の場合） 23,800円 1件につき</p>

方メートル以上 5,000平方メートル 未満のとき。	238,300円（建築基準 法上の用途が工場等の 場合にあつては、 50,000円）
(ウ) 床面積が5,000平 方メートル以上 10,000平方メート ル未満のとき。	1件につき 292,400円（建築基準 法上の用途が工場等の 場合にあつては、 71,700円）
(エ) 床面積が10,000 平方メートル以上 25,000平方メート ル未満のとき。	1件につき 344,700円（建築基準 法上の用途が工場等の 場合にあつては、 87,500円）
(オ) 床面積が25,000 平方メートル以上 のとき。	1件につき 392,600円（建築基準 法上の用途が工場等の 場合にあつては、 107,100円）
イ モデル建物法によ る基準に適合するか どうかの判定を行う 場合	
(7) 床面積が300平方 メートル以上2,000 平方メートル未満 のとき。	1件につき 69,600円（建築基準法 上の用途が工場等の場 合にあつては、21,400 円）
(イ) 床面積が2,000平 方メートル以上 5,000平方メート ル未満のとき。	1件につき 109,800円（建築基準 法上の用途が工場等の 場合にあつては、 47,000円）

40 の 4	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画	軽微変更該当証明書交付手数料	<p>(ウ) 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき。</p> <p>(エ) 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。</p> <p>(オ) 床面積が25,000平方メートル以上のとき。</p>	<p>1 件につき 141,900円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、68,400円）</p> <p>1 件につき 169,500円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、83,900円）</p> <p>1 件につき 198,100円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、102,900円）</p>
			<p>(1) 標準入力法等による基準に適合するかどうかの判定を行う場合</p> <p>ア 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。</p> <p>イ 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。</p> <p>ウ 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき。</p>	<p>1 件につき 168,400円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、23,800円）</p> <p>1 件につき 238,300円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、50,000円）</p> <p>1 件につき 292,400円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、</p>



の軽微な  
変更に関  
する証明  
書の交付

<p>エ 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。</p> <p>オ 床面積が25,000平方メートル以上のとき。</p>	<p>71,700円) 1件につき 344,700円（建築基準法上の用途が工場等の場合） 87,500円) 1件につき 392,600円（建築基準法上の用途が工場等の場合） 107,100円)</p>
<p>(2) モデル建物法による基準に適合するかどうかの判定を行う場合</p> <p>ア 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。</p> <p>イ 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。</p> <p>ウ 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき。</p> <p>エ 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル</p>	<p>1件につき 69,600円（建築基準法上の用途が工場等の場合） 21,400円) 1件につき 109,800円（建築基準法上の用途が工場等の場合） 47,000円) 1件につき 141,900円（建築基準法上の用途が工場等の場合） 68,400円) 1件につき 169,500円（建築基準法上の用途が工場等の</p>

				41	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の申請に対する審査	建築物のエネルギー消費性能向上計画認定申請手数料			1件につき、次に掲げる額を合算した額(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定による申出を行う場合にあっては、その額に建築確認等手数料額を加えた額) (1) (略) (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分(以下「非住宅部分」という。)で標準入力法等による基準(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項及び43の項において「基準省令」という。)第8条
	未満のとき。 オ 床面積が25,000平方メートル以上のとき。	場合にあつては、83,900円) 1件につき198,100円(建築基準法上の用途が工場等の場合にあっては、102,900円)		41	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の申請に対する審査	建築物のエネルギー消費性能向上計画認定申請手数料			1件につき、次に掲げる額を合算した額(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定による申出を行う場合にあっては、その額に建築確認等手数料額を加えた額) (1) (略) (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分(以下「非住宅部分」という。)で標準入力法等による基準(基準省令第10条第1号ロ(1)の基準をいう。42の項において同じ。)に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額

<p>第1号ロ(1)の基準をいう。42の項において同じ。)に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額 ア～カ (略)</p> <p>(3) 非住宅部分でモデル建築物による基準(基準省令第8条第1号ロ(2)の基準をいう。42の項において同じ。)に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額 ア～カ (略)</p>				(略)	<p>43 建築物のエネルギー消費性の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づき建築物エネルギー消費性基準に適合している建築物のエネルギー消費性基準適合申請手数料</p>	<p>1件につき、次に掲げる額を合算した額 (1)・(2) (略) (3) 非住宅部分で標準入力法等による基準(基準省令第1条第1項第1号イの基準をいう。)に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額 ア～カ (略)</p> <p>(4) 非住宅部分でモデル建築物による基準</p>
<p>ア～カ (略)</p> <p>(3) 非住宅部分でモデル建築物による基準(基準省令第10条第1号ロ(2)の基準をいう。42の項において同じ。)に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額 ア～カ (略)</p>				(略)	<p>43 建築物のエネルギー消費性の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づき建築物エネルギー消費性基準に適合している建築物のエネルギー消費性基準適合申請手数料</p>	<p>1件につき、次に掲げる額を合算した額 (1)・(2) (略) (3) 非住宅部分で標準入力法等による基準(基準省令第1条第1項第1号イの基準をいう。)に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額 ア～カ (略)</p> <p>(4) 非住宅部分でモデル建築物による基準</p>

旨の認定の申請に対する審査			に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額 ア～カ (略)	旨の認定の申請に対する審査		<u>(基準省令第1条第1項第1号ロの基準をいう。)</u> に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額 ア～カ (略)
(6)の2～(9) (略)				(6)の2～(9) (略)		

**附 則**

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

